

岐阜県消防団協力事業所認定事業者のみなさまへ(税務手続のご案内)



令和7年4月 岐阜県

知事又は県事務所長から消防団協力事業所に係る認定を受けた事業者のみなさまが、認定された事業年度(年)分 ※ の事業税の軽減を受けるために必要な手続きについてご案内します。 ※ 基準日ごとに認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

○個人事業者の場合：手続は不要です。

8月上旬以降にお送りする納税通知書に軽減後の税額が記載されますので確認のうえ納付してください。

- 認定取消(変更)を受けたことにより納税額が増加する場合は、増額後の通知書をお送りします。

○法人事業者の場合：確定申告書に必要事項を記載してください。

- ① 軽減額を計算してください(不均一課税計算書を使用)。
 - ② 確定申告書に①で計算した軽減額と軽減後の税額を記載のうえ、通常の申告と同様に県税事務所へ申告書を提出し、軽減後の税額を納付してください(裏面記載例を参照)。
- 認定取消(変更)を受けたことにより納税額が増加する場合は、認定取消(変更)通知から1月以内に県税事務所へ事業税の修正申告書を提出してください。

○税務手続についてのお問い合わせ先

県税事務所	電話番号	管轄区域
岐阜県税事務所 個人事業税係・法人事業税係	058-214-6873(個人) 058-214-6874(法人)	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巢市、羽島郡、本巢郡
西濃県税事務所 事業税係	0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃県税事務所 事業税係	0575-33-4011(代)	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃県税事務所 事業税係	0572-23-1111(代)	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨県税事務所 事業税係	0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

【法人事業税申告書 記載例】

消防団協力事業所に係る事業税不均一課税計算書

受付印 令和 年		課税番号	0123456789	
所在地		法人名	株式会社 岐阜消防 様	
(ふりがな) 法人名 (ふりがな) 代表者名		申請に係る事業年度 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで		
事業所得割	区分	課税標準額 a	税率 /100 b	税額 a×b
	年 400 万円以下の金額 (29)	4,000,000 円	3.5	140,000 円
	年 400 万円を超え 800 万円以下の金額 (30)	4,000,000 円	5.3	212,000 円
	年 800 万円を超える金額 (31)	33,333,000 円	7.0	2,333,300 円
	軽減税率不適用法人の金額 (33)	円	7.0	0 円
収入割	収入金額 (39)	2,000,000 円	1.0	20,000 円
合計事業税額 (40)		2,705,300 円 c		

税額控除される金額		不均一課税後の税額
☐ cの額×1/2 ≤ 100万円の場合 →「c×1/2」の金額 ☒ cの額×1/2 > 100万円の場合 →100万円	d ※27 1,000,000 円	e (c-d) 1,705,300 円

※27欄への記載が困難である場合は45欄(45欄で申告すべき額がある場合は46欄又は41欄)へ記載してください。

[43]欄に次により計算した額を記入 [40] - [41] - [42] - [27]		1,705,300
[46]欄に次により計算した額を記入 [43] - [44] - [45]		1,705,300
[53]欄には[31]又は[32]の額を [54]欄には[38]の額を記入 ※特別法人事業税には軽減措置が適用されません。		2,685,300 20,000
[27]欄に税額控除される金額を 不均一課税計算書から転記 ※お使いの税務ソフトにより[27]欄への転記に支障がある場合は、[45]欄への転記でも構いません。 ([45]欄で申告すべき額がある場合は[42]欄、[42]欄で申告すべき額もある場合は[41]欄へ転記してください。)		1,000,000

摘要		課税標準	税率	税額
所得割に係る特別法人事業税額 (53)		2,685,300		0.0
収入割に係る特別法人事業税額 (54)		20,000		0.0
合計特別法人事業税額 (53)+(54)				0.0

算入	損金の額又は個別損益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)	
減算	益金の額又は個別損益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)	
算入	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)	
仮計	(63)+(64)+(65)-(66)-(67) (68)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55)) (70)		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)		
還付請求中間納付額 (72)		